

## 「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会」開催要領

### 1 目的

農産物規格・検査については、農業競争力強化プログラム（平成 28 年 11 月 29 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）や農業競争力強化支援法（平成 29 年法律第 35 号）を踏まえ、農産物流通等の現状や消費者ニーズに即した合理的なものとなるよう、生産者団体や流通事業者等からなる「農産物規格・検査に関する懇談会」において検討を行い、平成 31 年 3 月 29 日に中間論点整理を行った。

この中間論点整理を踏まえ、これまでに、順次、①検査場所の緩和、②穀粒判別器の活用、③農産物規格の簡素化、④玄米流通の合理化につながる推奨フレコンの規格設定等を実現してきたところであるが、今般、規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において農産物検査規格の見直しが盛り込まれたことも踏まえ、「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催して、さらに検討を進める。

### 2 主な検討事項

- (1) 1 等、2 等区分の等級区分と名称の見直し
- (2) 検査方法等の徹底した合理化による負担軽減と検査コスト低減
- (3) 目視等の人的鑑定項目の客観化と穀粒判別器等による機械的計測への早期の変更
- (4) 皆掛重量についての検査やいわゆる余マスの見直し
- (5) 都道府県ごとの「産地品種銘柄指定」の見直し
- (6) 量目、荷造り及び包装規格の簡素化
- (7) 穀粒判別器等の普及と精度向上に向けた技術開発の推進
- (8) 輸出や高付加価値化に向けて民間主導の J A S 制定の支援

### 3 構成

検討会の委員は、別添のとおりとする。

### 4 運営

- (1) 検討会に座長を置き、委員の互選によって選出する。座長は検討会の議事を運営する。
- (2) 委員の合意のもと、必要に応じて関係者を出席させ、説明及び意見の聴取を行うことができる。
- (3) 委員の出席が困難な場合については、委員から提出される資料、委員への個別のヒアリング等を活用することができる。
- (4) 検討会は、原則としてWEB会議方式を併用して開催する。
- (5) 検討会は、原則として公開とする。
- (6) 検討会の資料及び議事録は、検討会終了後に委員の了解を得た上で、農林水産省ホームページに公表する。
- (7) 上記にかかわらず、検討会の運営に支障があると認められる場合には、座長は、検討会の資料及び議事録を非公開とすることができる。

### 5 庶務

検討会の庶務は、農林水産省政策統括官付穀物課において行う。